

暴 迫 ぐ ん ま



全国統一標語

夏 号

大丈夫？

2024

バイトのつもりが 詐欺加担



社 会 VS 暴力団

暴力団 排除

発行 公益財団法人 群馬県暴力追放運動推進センター

〒371-0836 群馬県前橋市江田町448-11 県警江田町庁舎内

TEL : 027-254-0808 相談・Fax : 027-254-1100

ご挨拶



群馬県警察本部刑事部
組織犯罪対策統括官兼組織犯罪対策課長

さい だ ひとし
齊 田 齊

本年3月より、群馬県警察本部刑事部組織犯罪対策統括官を務めております齊田でございます。

会員皆様方には、平素より暴力団排除活動をはじめ警察行政各般にわたり深い御理解と御協力を賜っておりますことに対して、心から感謝を申し上げます。

県内の暴力団情勢につきましては、暴力団構成員数こそ減少したものの、準構成員等が増加したため、令和5年末現在で前年より10人多い約510人を把握しており、楽観できない状況にあります。

また、近年、SNS等の匿名性の高い通信手段を活用して、緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、流動的なつながりを持ちながら役割を細分化して特殊詐欺や強窃盗を敢行し、その犯罪収益を利用して更なる違法活動や風俗営業等の事業に進出するなど、活動実態を匿名化・秘匿化する集団もみられます。

警察では、準暴力団を含むこうした集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置づけて、実態解明・取締りを進めています。

このほか、最近では、SNS等を活用した投資・ロマンス詐欺の被害も多発しているため、特殊詐欺対策、匿名・流動型犯罪グループ対策とともに、一体的な対策を推進していく所存であります。

県警察といたしましては、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターや関係機関との連携を強化し、暴力団等に対する徹底した取締りによる資金源封圧や行政命令発出等の各種対策を強力に推進し、組織の壊滅に努めて参ります。

なお、本年11月8日には、全国から参加者を募り「暴力団追放群馬県大会」を開催いたしますので、皆様方の御参加をお待ち申し上げます。

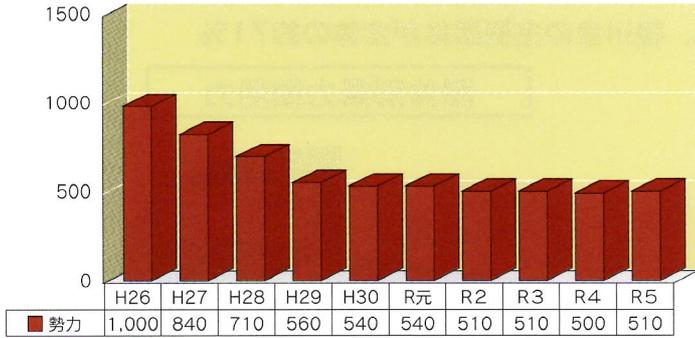


県内の暴力団勢力 (令和5年末現在)

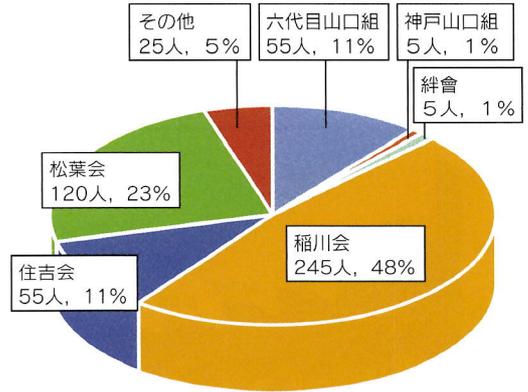
○令和5年末現在、約510人（前年比+10人）

○県内の主要勢力（六代目山口組、神戸山口組、絆會、稲川会、松葉会、住吉会）が全体の約95%

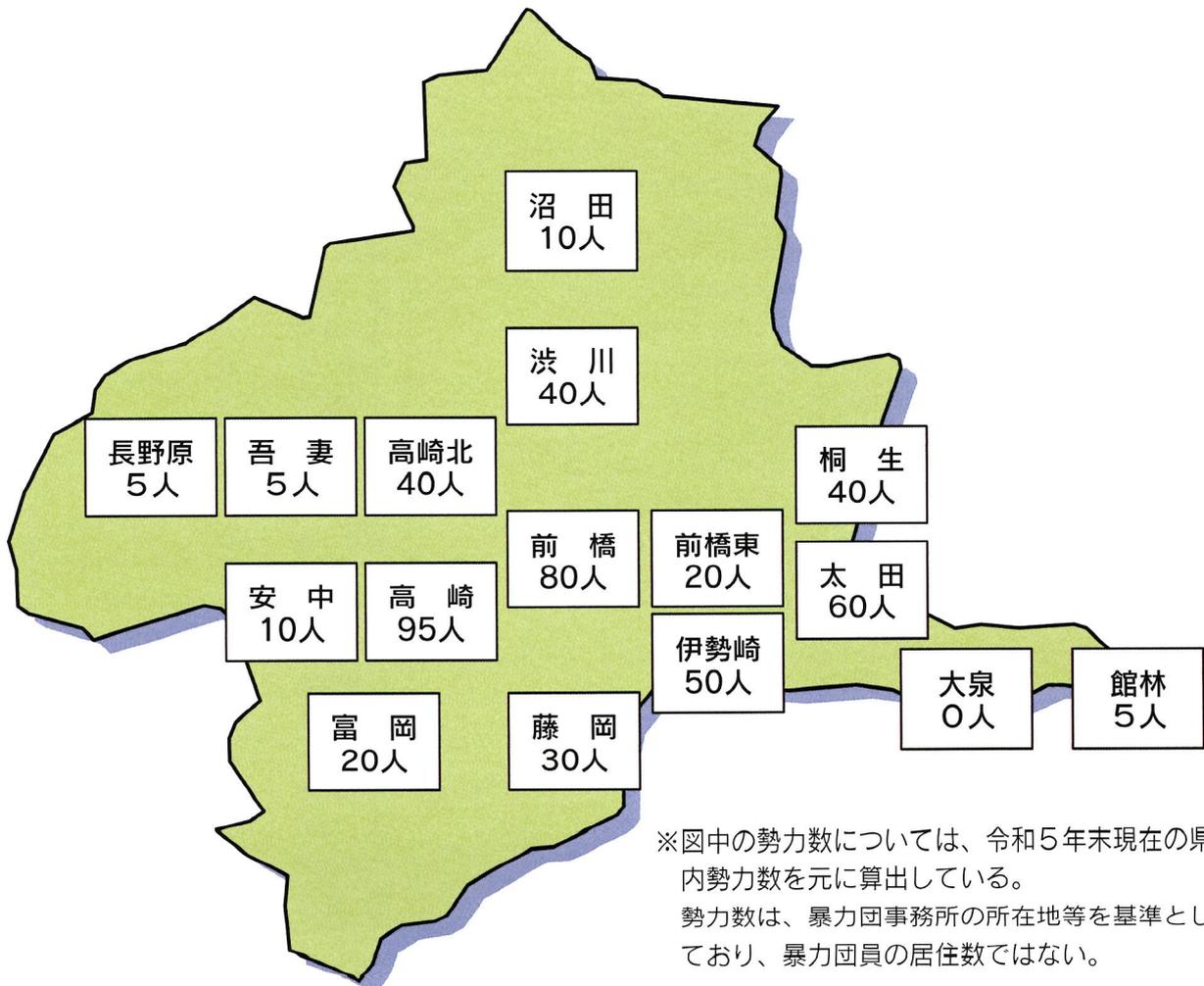
暴力団勢力の推移



団体別暴力団勢力



各警察署別暴力団勢力数



全国の暴力団勢力 (令和5年末現在)

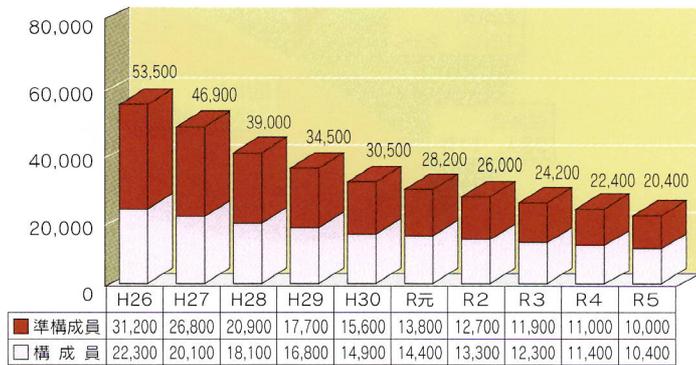
○「暴力団勢力」＝「暴力団構成員」＋「準構成員」

※「準構成員」とは、構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、組織の威力を背景として暴力的不法行為を行い、あるいは暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持・運営に協力または関与する者をいいます。

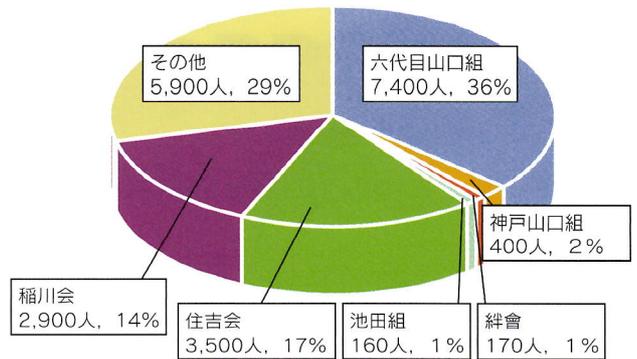
○令和5年末現在、約20,400人(前年比－2,000人)と、統計が残る昭和33年以降、最少人数を更新しました。

○六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会、稲川会の主要団体が全体の約71%

暴力団勢力の推移



団体別暴力団勢力



暴力団構成員等の数は概数であり、グラフの合算値と合計値は必ずしも一致しない。

指定暴力団一覧表 (25団体)

No	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田建市	1都1道2府40県	約3,500人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道15県	約1,700人
3	住吉会	東京都新宿区新宿7-26-7	小川 修	1都1道1府14県	約2,200人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区宇佐町1-8-8	野村 悟	3県	約200人
5	旭琉會	沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362	永山克博	1県	約210人
6	七代目会津小鉄会	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	金 元	1道1府	約40人
7	六代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬 進	1県	約120人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	2県	約30人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡喜榮	1県	約40人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約50人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林哲治	4県	約320人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良博文	1県	約40人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約90人
14	三代目依道会	広島県尾道市山波町3025-1	池澤 望	5県	約60人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約70人
16	十代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	李 正秀	1府	約10人
17	極東会	東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	高橋 仁	1都12県	約310人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本博司	1府	約60人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	伊藤義克	1都7県	約300人
20	四代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 國泰	2県	約70人
21	浪川会	福岡県大牟田市八江町38-1	朴 政浩	1都5県	約150人
22	神戸山口組	兵庫県加古郡稲美町中村字池之跡1379-10	井上邦雄	1都2府7県	約140人
23	絆會	大阪府大阪市中央区島之内1-14-14	金 禎紀	1都1道1府9県	約60人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚逸男	1都1道3県	約90人
25	池田組	岡山県岡山市北区田町2-12-2	金 孝志	1道3県	約60人

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和5年末現在のものを示しています。

注2：令和5年末における全暴力団構成員数(約10,400人)に占める指定暴力団構成員数(約9,900人)の比率は95.2%となっています。

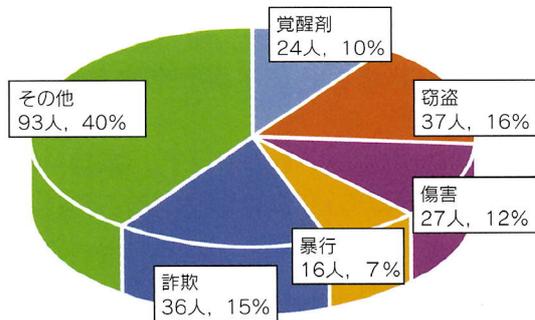
暴力団勢力の検挙状況

最近の暴力団は、覚醒剤の密売、恐喝、賭博、ノミ行為といった伝統的な資金獲得活動に加え、景気の動向に敏感に反応し、公的融資制度等を悪用した詐欺事件や特殊詐欺等を敢行するなど、その時々々の社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っています。

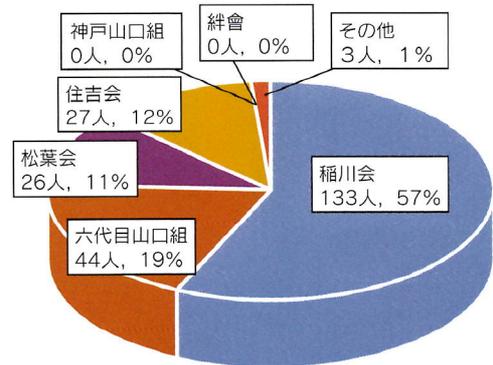
暴力団勢力の検挙人員の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
全国	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903	9,610
群馬県	444	427	438	400	364	350	351	293	236	233

群馬県の罪種別検挙人員（令和5年）



群馬県の組織別検挙人員（令和5年）



中止命令・再発防止命令の発出状況の推移

公安委員会は、暴対法に基づき、指定暴力団員による暴力的要求行為（暴対法9条で禁止されている27の行為）等に対し、中止命令や再発防止命令を発することが出来ます。

過去10年間の発出状況については、次表のとおりです。

中止命令・再発防止命令の発出状況（過去10年間）

		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
全国	中止命令	1,687	1,368	1,337	1,369	1,267	1,112	1,134	866	877	964
	再発防止命令等	52	54	41	48	67	61	72	51	32	30
群馬県	中止命令	9	16	18	15	12	17	18	15	9	15
	再発防止命令等	1		5	2	3	3	4	1	1	0

再発防止命令等は再発防止命令、禁止命令、防止命令、事務所使用制限命令等の発出件数を外数として計上

○ 中止命令とは？

指定暴力団員によって、用心棒料等を要求する行為などの禁止行為が現に行われ、その相手方の生活の平穏が害されたり、困惑している場合、これを中止させようとするものです。

○ 再発防止命令とは？

一定の禁止行為が将来にわたって反復して行われる「おそれ」がある場合に、その再発を防止するため、1年を超えない範囲内の期間を定めて、予防上必要な事項を命令するものです。

※ 中止命令・再発防止命令は行政命令ですが、これに違反した場合、懲役若しくは罰金又はこれらが併科されます。

大相撲「ぐんま場所」における広報・啓発活動 (令和6年4月20日)



大相撲の地方巡業「ぐんま場所」が、前橋市関根町の群馬県総合スポーツセンター内「ALSOKぐんま武道館」で開催され、子供からお年寄りまで約3,200人が来場しました。

前橋での開催は実に10年ぶりで、横綱・大関をはじめ幕内力士ら総勢約200名が前橋に集結して行われました。

当センターでは、主催者協力のもと、県警本部刑事部組織犯罪対策課及び前橋警察署・前橋東警察署と連携し、広報・啓発活動を行いました。

社会復帰対策協議会受入企業を募集しています

平成5年に設立した群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会（以下「協議会」という。事務局：当センター）では、暴力団離脱者の社会復帰を図るため、就労支援活動を行っており、現在、離脱者の受入先として33の企業にご協力いただいております。設立から令和5年末までに20人の離脱者を支援して就労に結びつけています。

企業にとっては、元暴力団員を雇用することについて、不安や懸念を持たれることと思いますが、警察や当センターをはじめ、協議会の関係機関・団体が連携し、就労を希望する離脱者に対して事前説明を行い、真摯な就労希望者であるかを厳格に確認したうえで、社会復帰に対する意識付けを徹底して行い、就労への一層の自覚を促しています。

また、群馬県が発注する建設工事の請負を希望する企業は、全国統一の基準である「客観数値」と、地域の実情を踏まえ県独自で定める「主観数値」との合計により算出した「総合数値」により、級別に格付けされておりますが、令和4・5年度に引き続き、令和6・7年度の群馬県が発注する建設工事競争入札参加資格審査項目「自立更生支援活動」の対象に、

- 協議会への受入企業登録【5点】
- 受入企業として3ヶ月以上の暴力団離脱者雇用【5点】

が追加されています。

離脱者就労支援に協賛いただける企業にありましては、警察本部組織犯罪対策課（代表電話：027-243-0110）又は当センターにお問い合わせください。

賛助会員を募集しています

当センターでは、県民の暴力団追放に対する意識の高揚を図り、暴力のない安全で住みよい郷土づくりのため、県民総ぐるみの暴力団排除運動を推進しています。

当センターの目的に賛同し、事業の推進を支援してくださる暴力団排除活動に積極的な企業・団体・個人の方々を「賛助会員」として募集しています。

入会を希望される方は、当センターにお問い合わせください。

不当要求防止責任者講習「無料」

不当要求防止責任者講習は、暴力団員等からの不当な要求を受けたときの具体的な対応要領をマスターする講習で、あなたの事業所を暴力団から守るためのものです。
是非積極的に受講してください。



- 事業所ごとに責任者を選任（複数選任可）
 - 公安委員会宛の選任届を、事業所を管轄する警察署の刑事第二課（刑事課）へ提出
 - 後日、当センターから講習開催の往復案内葉書を発送
 - 葉書が到着したら、**当センターのホームページから講習の申込み**を行い、**開催日・開催場所等を記載した返信用葉書を返送**
 - 指定会場又はオンラインで受講
-
- 選任時講習～責任者に選任された時の講習
 - 定期講習～選任時講習受講後、3年を経過した時に受ける講習
-
- 暴力団情勢 ○暴力団対策法・暴力団排除条例の解説
 - 暴力団等の不当要求に対する具体的な対応要領
 - DVDの視聴 ○資料の提供 ○受講修了書交付

※ 事業所単位で一括して責任者講習を受講希望の方は、当センターへ事前相談して下さい。

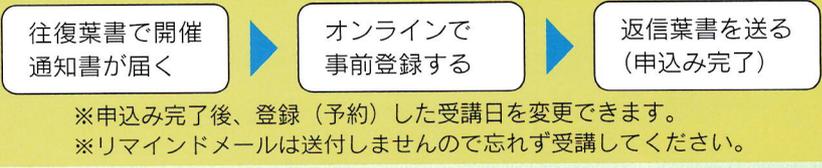
受講者に交付される公安委員会の修了書、ステッカー、教本



不当要求防止責任者講習オンラインによる受講申込み要領

不当要求防止責任者講習については、指定会場における集合講習に加えインターネット回線を利用したオンライン講習を開始しました。これに伴い、講習の受講申込みはオンラインに変更しました。往復葉書による開催通知書が届いたら、当センターのホームページから受講申込みを行ってください。

講習受講申込みの流れ



- 本講習は、開催通知書に記載された責任者が対象です。
 - 開催通知書は、当該年度のみ有効となります。
 - 本講習は、**オンライン講習（Webex）**と**指定会場講習**の2種類があります。いずれもオンラインによる「事前登録」が必要で、受講可能人数が限られます。
 - 事前登録画面の「**責任者講習の申込み方法 PDF**」を一読後、必要事項を入力し登録してください。
 - オンライン講習（Webex）については、「**オンライン講習の説明 PDF**」をお読みください。
- ※「責任者講習受講申込書」の記載事項について、誤りがないか確認し、「講習の日時、場所」欄に、予約日・場所（「指定会場名」又は「オンライン」のいずれか）、「登録番号」欄に「予約状況画面」の登録番号を記入の上、当センターへ返送してください。

暴力団関係相談の受理

当センターでは、暴力団員や暴力団関係者から脅されたり、無理な要求を受けて困っている方に対して、相談窓口を開設しています。

- 事案によっては、専門の弁護士が無料で相談に応じます。
- **相談委員による常設相談窓口**
月～金（年末年始・祝日除く）
午前9時～午後5時（受付午後4時まで）、当センター相談室
 - **弁護士、相談委員合同の無料相談窓口（事前予約が必要です）**
毎月第二木曜日（祝日の場合は、翌週の木曜日）、午後2時～午後4時、当センター相談室（5・8・11・2月は、下記参照）
 - **民事介入暴力一日無料相談所の開設（事前予約が必要です）（弁護士、警察、当センター対応）**
5月（伊勢崎）、8月（高崎）、11月（太田）、2月（渋川）の第二木曜日（詳細は、開催前にホームページに掲載）

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター
〒371-0836 前橋市江田町448-11

（群馬県警察本部江田町庁舎内）
TEL 027-254-1100
URL <https://www.boutsui-gunma.org>
E-mail boutui-gunma@keh.biglobe.ne.jp



令和6年

暴力団追放 群馬県大会

日時

令和6年**11月8日(金)**
午後1時30分～

場所

高崎芸術劇場 大劇場
(高崎市栄町9-1)

第1部

暴力追放功労表彰、大会宣言等

アトラクション

群馬県警察音楽隊と高崎商業高等学校(吹奏楽部)による演奏

第2部
特別講演

講師：武井 幸代 氏(暴力団犯罪被害者遺族)
演題「暴力団に撃たれた父 50歳」

前橋観光コンベンション協会提供

【主催】(公財)群馬県暴力追放運動推進センター、群馬県警察、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、群馬弁護士会
【後援】群馬県、高崎市、全国暴力追放運動推進センター